

第2 生活環境の整備

1 下水,し尿及びごみ処理

(1) 制度の概要

下水やし尿,ごみ等の汚物を衛生的かつ効率的に処理することは,国民が健康で文化的な生活を営むための不可欠の条件であつて,下水道事業及び清掃事業は,生活環境を清潔にし,国民の健康の保持,増進に大きな影響を及ぼす環境衛生施策の重要な分野である。

このために下水道法(昭和33年法律第79号),清掃法(29年法律第72号)が制定されている。

し尿を含む下水の処理は市町村の固有事務となつていて,下水道終末処理施設の設置及びその変更をするときは,厚生大臣の認可を受けなければならないものとして,処理施設の構造の基準,放流水の水質基準を定めるほか,有資格者による設計及び工事の監督管理,放流水の水質検査の実施,公共下水道台帳の調整,保管を義務づけ,事業者が条例により使用料を徴収すること,排水設備の立入検査を行なうこと,受益者による排水設備又は除害施設を設けさせることができるようになつている。

し尿やごみ等の汚物を収集,運搬,処分することも市町村の固有事務として義務づけられている。すなわち,し尿やごみの処理を環境衛生上,組織的かつ合理的に行なう必要性が大きい地域を特別清掃地域又は季節的清掃地域として設定し,これらの地域内の一般家庭,学校,事業場等より排出されるし尿やごみを市町村の清掃事業の対象として,市町村においては一定の計画のもとにし尿やごみの収集,運搬,処分を実施している。

一方,家庭やその他の土地,建物の管理者,占有者については,それぞれ汚物を掃除して清潔を保ち便所やごみ容器を衛生的に維持管理することに努めるとともに市町村が実施する収集,運搬作業等の清掃事業が能率的に実施されるよう十分に協力することが義務づけられている。

下水道事業及び清掃事業は,生活環境の向上に重要な役割を果すもので,衛生工学の進歩,社会状況の変化等に伴って科学技術に立脚して常に下水道(終末処理)施設及び清掃施設の向上と普及,適正な作業方法の改善,職員の資質の向上等を図る必要があり,都道府県は市町村の下水道事業及び清掃事業の適切かつ能率的な運営に必要な技術的援助を,さらに国は,汚水及び汚物処理の科学技術の向上を図るとともに,市町村及び都道府県に対して技術的及び財政的援助を行なう責任が課せられている。

第2 生活環境の整備

1 下水,し尿及びごみ処理

(2) 下水道終末処理の現状

わが国の下水道の普及率(総人口に対する利用人口の比率)は,昭和37年度末現在でわずかに7.3%に過ぎず,欧米諸国に比し格段の遅れが認められ,国内のテレビ,電気洗濯機,上水道等の文化生活設備あるいは施設の普及状況とのアンバランスは著しいものがある。

また近年人口の都市集中,諸産業の発展に伴って,河川その他の水域あるいは海域の汚濁が著しく,特に汲取し尿の農村還元が激減したために,し尿の不法投棄等の不衛生処分による公衆衛生や他産業との関連から放置できない状況にある。

元来下水道は,し尿,家庭下水のほか工場排水等の汚水,汚物を下水管きよを通じて終末処理施設に導き,衛生的,効率的に処理し排除するもので生活環境浄化の基本的施設であり,かつ根本的なし尿対策となるものである。したがってすべての都市農村に下水道終末処理施設が設置されることが理想である。しかしながら,下水道終末処理施設は,下水管きよと一体化してその機能を発揮するものであり,38年度末現在,162都市の一部に管きよが布設されているが,地方公共団体の財政事情等に基因して38年度末現在,下水道計画を完結したものはなく,一部運転中のもの57都市,建設中のもの54都市に過ぎず,特に近年のし尿処分の行きづまりから緊急に整備する必要がある。

第2 生活環境の整備

1 下水,し尿及びごみ処理

(3) し尿処理の現状

近年の都市への急激な人口の集中と生活水準の向上,生活様式の変化に伴つて,都市におけるし尿やごみの処理の行きづまりは著しく,この解決が各都市の共通の悩みとなつている。

特別清掃地域におけるし尿処理の状況の推移をみると第2-1表のとおりである。特別清掃地域からの排出量は,都市への急速な人口集中と市街地区の範囲の拡大とが反映して逐年著しい伸びを示している。下水道やし尿浄化そうによる水洗便所による処理及び肥料等の自家処分を除く残りすべては,市町村の清掃事業により汲取収集されている。その収集し尿の処分の大多数は,農村還元,海洋投棄,素掘投棄等の不衛生的な処分に依存しており,下水道終末処理場,し尿浄化そう,し尿消化そう等による衛生処理は,36年度末現在わずかに32%にすぎない現状である。

第2-1表 特別清掃地域におけるし尿処理方式別処理量

第2-1表 特別清掃地域におけるし尿処理方式別処理量		(単位:kl/日)							
	し尿排出 総量	下 水 道 理	消化そう	マンホール 入	浄化そう	農村還元	海洋投棄	不 衛 生 分	自家処分
30年度 処 理 量	42,019	2,697	1,402	2,270	787	15,010	4,106	3,280	12,467
(百分率)	(100.0)	(6.4)	(3.3)	(5.2)	(1.9)	(35.8)	(9.8)	(7.8)	(29.8)
33 処 理 量	47,796	3,296	2,161	3,361	2,424	12,628	6,243	8,100	9,578
(百分率)	(100.0)	(6.9)	(4.5)	(7.0)	(5.1)	(26.4)	(13.1)	(16.9)	(20.1)
35 処 理 量	55,231	3,501	3,202	3,753	5,749	13,423	9,798	8,386	7,419
(百分率)	(100.0)	(6.3)	(5.8)	(6.8)	(10.4)	(24.3)	(17.7)	(15.2)	(13.5)
36 処 理 量	60,684	3,602	3,785	4,377	7,825	11,874	11,252	11,144	6,825
(百分率)	(100.0)	(5.9)	(6.2)	(7.2)	(12.8)	(19.6)	(18.6)	(18.4)	(11.3)

厚生省環境衛生局調べ

し尿の処理は,水洗便所により,下水道の管きよ,下水道終末処理施設を通じて衛生的に処理することが基本であるが,次善の策としてし尿浄化そうや汲取し尿はし尿処理施設によつて衛生的に処理することが環境衛生上必須条件である。

しかるに,わが国の都市におけるし尿の処理は過去長らく農村還元という安易な慣習に依存し,他面環境衛生の認識の不足等より,下水道やし尿処理施設の整備がきわめて立ち遅れ,一方に都市人口の膨張,農村における肥料としての需要の減少,衛生思想の向上により,都市はもとより,農山村にいたるまでいつせいにし尿処理の行きづまりをきたしており,現状の農村還元の多くは実際には山野への素掘投棄等環境衛生上問題のある処分を行なつているのが実情である。

し尿の不衛生処分の解消のためには,下水道終末処理施設,し尿処理施設の整備に努力が払われてきているが,その処理能力は過去のおくれをとりもどすだけでは不十分であつて将来の増加分をも考慮して整備されなければ,し尿の不衛生処分の割合は増加し,ますます生活環境の汚染はまぬがれないであろう。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2 生活環境の整備

1 下水,し尿及びごみ処理

(4) ごみ処理の現状

し尿の処理と同様に,特別清掃地域におけるごみ処理状況の推移をみると第2-2表のとおりである。特別清掃地域から排出されるごみの量もし尿と同様に逐年増加している。これは都市人口の増大,市街地域の範囲の拡大と,生活水準の向上による1人当りの排水量の増加によるもので,今後国民経済の成長,生活水準の向上によりますます排出量は増大していくであろう。そしてこれらのごみはすべて市町村の清掃事業によつて収集処分を必要とされるものである。

第2-2表 特別清掃地域におけるごみ処理方式別処理量

	ごみ排出量	焼却	埋立	堆肥	飼料	自家処分	その他
30年度 処理量	17,022	3,686	7,431	1,100	141	4,401	263
(百分率)	(100.0)	(21.6)	(43.7)	(6.5)	(0.8)	(25.9)	(1.5)
33 処理量	20,671	5,392	9,431	1,114	195	4,186	353
(百分率)	(100.0)	(26.1)	(45.6)	(5.5)	(0.9)	(20.2)	(1.7)
35 処理量	24,399	7,577	10,465	865	230	4,450	812
(百分率)	(100.0)	(31.1)	(42.9)	(3.5)	(0.9)	(18.3)	(3.3)
36 処理量	26,232	9,260	10,300	916	273	4,526	957
(百分率)	(100.0)	(35.4)	(39.2)	(3.5)	(1.0)	(17.3)	(3.6)

厚生省環境衛生局調べ

ごみの処分は,大半は埋立処分,焼却処分によつているが,この埋立処分も覆土等を施す衛生的埋立はほとんどなく,素掘埋立,山間投棄等の不衛生的な処分方法が大部分な実情である。わが国の立地条件よりして衛生的埋立の適地の取得は今後きわめて困難であろう。そこでごみについては,埋立はすべて焼却施設による焼却処分又は高速堆肥化処理施設による衛生的な処理が必要である。しかし,ごみ処理施設の整備もし尿処理と同様にきわめて立ち遅れており,焼却施設による衛生的処理は35%(36年度末)にすぎない現状である。今後急速にごみ処理施設を整備しないかぎり,ごみの排出量の増加の傾向より,不衛生的な処分はますます増大するおそれがあり,し尿処理と同様に緊急に施設を整備する必要がある。

第2 生活環境の整備

1 下水,し尿及びごみ処理

(5) 下水道終末処理施設,し尿処理施設及びごみ処理施設の緊急整備

わが国の下水,し尿及びごみ処理の現状をみてきたが,衛生的な方法によつて処分されている割合がきわめて低いことは,衛生的に処理するための施設の整備が著しく立ちおくれていることにほかならない。各都市における汚物処理の事情はきわめて緊迫しており,各種処理施設の整備を中心として現状の打開策が強く要請されている。当面のし尿及びごみ処理問題の解決を図るためには,緊急に下水道やし尿及びごみ処理施設の整備を行なうことが必要である。このような事態に対処するため昭和38年12月生活環境施設整備緊急措置法が制定され,これに基づき38年度を初年度として42年度までの向う5か年間に,当面緊急に整備を必要とされる各種処理施設の整備が進められている。すなわち,し尿処理対策においては,42年度におけるわが国の推定人口9,976万人のうち,特に緊急に処理を必要とされる約8,000万人から排出されるし尿について,すべて下水道(終末処理)施設,し尿浄化そう又はし尿処理施設によつてそれぞれ衛生的に処理することとし,このため42年度末において下水道終末処理施設2,500万人分,し尿処理施設4,940万人分が処分可能となるよう施設の整備を行なおうとするものである。

また,ごみ処理対策としては,し尿処理と同様に42年度末において8,000万人分のごみをすべて焼却施設,高速堆肥化処理施設によつてすべて衛生的に処理するようごみ処理施設を整備することとしている。

これらの施設整備の促進に当つては,資金確保を図る必要がある。施設の整備は国庫補助金,起債,地方公共団体の自己資金及び一部の自己負担金によつて建設されるが,国庫補助金,起債ともに逐年増加してきた。

この施設整備と並行して,下水道事情及び清掃事業の運営の合理化を積極的に推進しなければならない。下水道事業及び清掃事業従事職員の確保,またこれら事業の機械化,能率化のための収集車,運搬車等の器具の整備と充実の促進を図るとともに,ごみ容器等の改良による作業方法の改善も必要である。また各種処理施設の改善にあつては,その用地の確保を円滑にするための措置も必要である。住民の反対により建設が停滞する事例がしばしばみられるので,施設の内容の改善,向上を図るとともに,その必要性の認識と理解に対する啓蒙にも一段の努力をしなければならない。

し尿処理施設の整備は,当面のし尿処理の緊急性より汲取し尿の応急的措置であつて,し尿処理の基本は水洗便所による下水道処理である。将来はこれらのし尿処理施設が基礎となつて下水道終末処理施設へと発展すべきもので,し尿処理施設の設置にあつては将来の下水道計画を十分考慮に入れて計画を進めることが必要である。

第2 生活環境の整備

2 水道

水道は、人に飲用水その他生活に必要な用水を供給するものであるから、その水の質が清浄で、供給される水量が豊富かつ使用料金が低廉でなければならぬ。

水道により供給される水がこのようなものであることを確保するため、給水人口が2万人をこえる水道事業を営もうとする者は、厚生大臣の認可、給水人口が2万人以下の水道事業を営もうとする者は、都道府県知事の認可、1日給水量の最大が6,000m³をこえる水道用水供給事業を営もうとする者は、厚生大臣の認可、1日給水量の最大が6,000m³以下の水道用水供給事業を営もうとする者は、都道府県知事の認可、専用水道(寄宿舍、社宅、療養所等の自家用の水道で100人をこえる者に水を供給するものをいう。)の布設工事をしようとする者は、都道府県知事の確認を受けなければならない。

水道の水は、病原生物に汚染された生物、物質を含まないこと、シアン、水銀等の有毒物質を含まないこと、銅、鉄、ふつ素、フェノール等を多く含まないこと、異常な酸性、アルカリ性がないこと、無色透明であることとされている。このため水道業者、水道用水供給事業者、専用水道の設置者は、資格のある水道技術管理者を置き、水道施設を新設、増設、改造した場合に水質検査、施設検査を行なうこと、その他定期、臨時の水質検査を行なうこと、従業者等の定期、臨時の健康診断を行なうこと、消毒その他衛生上必要な措置を行なうことになっている。

また、水道施設は基準に合ったものであること、布設工事は資格のある者が監督すること、給水装置の構造、材質は基準に合っていることが必要である。

水道事業者は、料金(原価主義をとっている。)、給水装置の負担区分を供給規定で明確に定めること、給水契約の申込を受けたときは、理由がなければこぼんではならないこと、理由がある場合のほかは常時水を供給しなければならないこと、料金が支払われないときは、給水停止をすることができることとされている。

厚生大臣又は都道府県知事は、水道事業者等に対し、水道施設の改善命令、給水停止命令、水道用水の緊急応援命令、合理化の勧告ができる。

また国は、簡易水道(給水人口が101人以上、5,000人以下の水道)事業を営もうとする市町村には水道の新設に必要な費用の1/4を補助すること、地方公共団体の上水道(給水人口5,000人をこえる水道)の新設、増設、改造又は災害の復旧には必要な資金の融通、あつせんに努めることになっている。

水道の布設による効果を簡易水道についてみると、伝染病の発生、医療費の支出、火災の被害の減少等が顕著にあらわれており、布設前を100とした場合布設後は、消化器伝染病が28.5、トラコーマ患者数は34・6、乳児の死亡数は49.3、風土病その他は13.9、火災被害額63.3と減少したという調査結果もある。

わが国の最初の水道は、横浜市において、明治20年に竣工したが、38年末には9か所、明治の末27か所(その他工事中のもの9か所)、大正の末170か所(その他工事中のもの83か所)、昭和15年末649か所(その他工事中のもの38か所)、31年末4,698か所(その他専用水道3,528か所)で、38年3月31日現在においては、第2-3表とおりの上水道1,190か所、簡易水道1万3,075か所、専用水道2,892か所、全体で1万7,157か所、普及率(総人口に対する給水人口の比率)60.4%となっている。

第2-3表 水道普及の状況

第2-3表 水道普及の状況

(38年3月31日現在)

	総人口 (37.10.1)	上水道		簡易水道		専用水道		計		(B) (A)%	参 考		
		か所	給水人口	か所	給水人口	か所	給水人口	か所	給水人口		34年度	35	36
総 数	95,178	1,190	46,530,210	13,075	8,427,452	2,892	2,534,971	17,157	57,492,633	60.4	49.2	53.4	57.2
北海道	5,101	77	1,905,676	220	303,918	151	334,746	448	2,514,340	49.9	43.1	44.5	47.0
青森	1,426	21	433,170	273	129,064	17	14,772	311	577,003	40.4	28.5	31.6	39.1
岩手	1,440	19	271,963	116	87,825	35	47,106	170	405,894	28.2	22.1	24.5	25.8
宮城	1,737	28	744,413	218	139,108	32	26,635	278	910,156	52.5	43.8	46.7	49.6
秋田	1,311	15	294,691	573	245,283	16	34,703	601	574,677	43.8	24.7	36.1	40.2
山形	1,296	31	444,274	219	156,074	18	9,297	268	609,645	47.1	37.5	41.0	44.1
福島	2,020	33	601,954	250	157,309	39	54,068	322	813,331	43.0	33.1	36.2	42.3
茨城	2,058	16	278,449	157	132,479	37	49,847	210	460,775	22.4	10.9	13.8	17.7
栃木	1,512	17	352,489	36	44,749	33	19,935	86	417,173	27.6	18.8	21.5	24.9
群馬	1,579	20	555,973	428	243,009	23	13,027	471	812,009	51.3	36.0	40.5	46.7
埼玉	2,578	46	1,086,704	271	180,636	84	44,470	401	1,311,810	50.8	31.0	37.6	43.7
千葉	2,419	24	849,245	129	87,329	31	35,780	134	972,354	40.2	25.5	28.7	34.0
東京	10,257	23	8,251,292	36	53,908	394	258,372	453	8,563,578	83.5	78.4	79.3	80.8
神奈川	3,764	16	2,949,665	184	136,744	27	30,107	227	3,116,516	82.8	75.6	75.2	80.2
新潟	2,418	57	1,091,041	645	297,540	49	16,333	751	1,404,914	58.1	43.6	47.4	48.7
富山	1,031	17	417,593	149	92,507	36	21,459	202	531,559	51.5	39.1	42.0	47.3
石川	977	13	389,989	271	103,717	27	13,504	311	507,210	51.9	44.7	44.2	51.8
福井	752	13	193,986	364	141,635	22	12,401	399	348,022	46.3	34.4	38.1	43.1
山梨	773	14	306,742	512	220,290	10	2,715	536	529,747	68.5	53.4	58.5	59.8
長野	1,971	59	915,112	787	435,865	22	12,629	868	1,363,606	69.2	60.3	64.2	67.4
岐阜	1,661	28	530,224	503	348,181	113	64,190	644	942,595	56.8	42.2	44.5	52.1
静岡	2,815	51	1,252,144	850	475,651	94	62,585	995	1,790,380	63.6	45.4	45.8	59.8
愛知	4,446	41	2,603,688	659	614,188	244	143,499	944	3,361,375	75.6	62.0	66.3	72.7
三重	1,498	13	505,360	204	202,171	44	42,920	261	750,451	50.1	35.0	42.9	45.3
滋賀	847	17	203,687	215	132,975	34	19,345	266	356,307	42.1	27.5	31.7	35.5
京都	2,026	19	1,396,564	282	144,295	40	22,677	341	1,563,536	77.2	70.3	70.4	74.4
大阪	5,972	45	5,446,556	50	66,742	62	119,588	177	5,632,886	94.5	91.0	91.7	92.8
兵庫	4,062	42	2,687,828	522	261,020	113	115,538	677	3,064,386	75.4	66.3	69.5	73.8
奈良	786	19	406,811	166	93,927	7	6,072	192	506,810	64.4	52.5	56.8	60.9
和歌山	1,008	20	411,415	159	127,048	17	11,702	196	550,165	54.6	57.5	48.1	53.2
鳥取	593	6	235,660	263	134,756	85	11,301	354	381,717	64.3	51.1	57.9	59.6
島根	868	15	257,888	166	138,248	13	5,121	194	401,257	46.2	33.7	38.8	43.7
岡山	1,655	30	677,537	289	133,552	26	21,176	345	832,265	50.3	41.2	44.7	47.2
広島	2,211	28	980,092	224	129,561	47	29,197	299	1,138,850	51.5	42.3	45.4	48.4
山口	1,584	19	705,795	98	105,075	24	35,480	141	846,350	53.5	43.1	48.4	50.2
徳島	830	16	268,338	100	96,933	40	12,779	156	378,050	45.5	32.0	39.1	43.3
香川	907	17	351,677	80	104,770	10	7,883	107	464,330	51.2	41.0	45.9	50.5
愛媛	1,473	26	447,232	478	319,531	41	46,402	545	813,165	55.2	44.0	57.1	52.1
高松	836	11	244,300	216	168,350	37	6,888	264	419,538	50.2	41.4	45.6	47.7
福岡	4,000	40	1,886,103	89	122,741	193	481,904	322	2,490,748	61.1	56.5	61.0	64.1
佐賀	909	18	275,937	158	117,755	20	47,617	196	441,309	48.5	35.2	44.4	47.5
長門	1,716	23	727,411	273	235,263	40	60,212	341	1,022,886	59.6	51.1	54.7	57.5
熊本	1,818	18	466,428	263	213,845	205	46,102	486	726,375	40.0	29.8	34.9	38.1
大分	1,215	16	400,512	204	178,137	178	35,892	398	614,541	50.6	34.1	38.2	42.0
宮崎	1,118	12	255,332	181	99,424	9	15,209	202	369,965	33.2	20.4	25.1	29.6
鹿児島	1,906	36	570,970	545	274,324	33	11,780	614	857,074	45.0	23.2	34.8	44.5

厚生省環境衛生局調べ

都道府県別の普及率は第2-3表のとおり大阪府(94.5%),東京都(83.5%),神奈川県(82.8%),京都府(77.2%),兵庫県(75.4%),愛知県(75.4%),長野県(69.2%),奈良県(64.4%),静岡県(63.6%),福岡県(61.1%)等が高く、茨城県(22.4%),栃木県(27.6%),岩手県(28.2%),宮崎県(33.2%),熊本県(40.0%),千葉県(40.2%),青森県(40.4%),滋賀県(42.1%),秋田県(43.8%),山形県(47.1%)等が低くなっている。

このようにわが国の水道の普及率は、全国平均では60.4%であるが、都道府県別にみると、前記のように普及率の最も高いところは94.5%、普及率の最も低いところは22.4%と都道府県によつて非常に開きがあるので、普及率の低いところを引き上げ、全国平均化する必要がある。

また、わが国の水道の普及率を世界各国の普及率と比較すると、イギリス(97%),オランダ(96%),西ドイツ(80%),イタリア(77%),アメリカ(76%),スエーデン(70%),デンマーク(66%),フランス(59%)等わが国よりも高く、チェコスロバキア(50%),オーストリア(47%),アルゼンチン(45%),台湾(30%),フィリピン(25%),ユーゴスラビア(25%)等わが国よりも低くなっている。このようにわが国の水道の普及率は、欧米の先進国

の普及率には、はるかに及ばないことになっており、これらの先進国の水準まで急速に引き上げる必要がある。

上水道、簡易水道の起債額(地方公共団体の長期借入金を地方債といい、地方債を起すことを起債といい、国の許可が必要)、国庫補助額の推移を最近5年間についてみると、第2-4表のとおり毎年増加している。

第2-4表 水道事業起債額及び国庫補助額の推移

第2-4表 水道事業起債額及び国庫補助額の推移

	34年度	35	36	37	38	39
上水道起債額(億円)	246	308	375	524	600(注)	750(注)
簡易水道起債額(億円)	23	26	31	36	41(注)	49(注)
簡易水道 国庫補助金額(100万円)	1,067	1,173	1,243	1,395	1,661	1,934

厚生省環境衛生局調べ
(注)は見込額

また、市町村が経営する給水人口が100人以下、50人をこえる水道を普通「飲料水供給施設」といい、この飲料水供給施設を経営しようとする市町村に対し、37年度からその新設に必要な費用の4/10の国庫補助が行なわれており、37年度においてはか所数54、国庫補助金2,000万円、38年度においては、か所数71、国庫補助金3,000万円となつている。

わが国においては、最近の目ざましい経済成長や生活水準の向上に伴い、都市において人口が急激に増加していること、電気洗濯機、冷房装置、家庭用風呂、水洗便所等が普及し、1日1人当りの水の使用量が増えていること等のため、東京その他の大都市では水が不足し、断水、時間給水、給水不良の事態が発生し、水源の開発と水道施設の拡張が急務となつてきた。

また、農山漁村においては生活の近代化に伴い生活環境の改善が認識され、水道施設の要望が強くなつている。

水資源開発促進法等に基づく水資源開発の促進、簡易水道に対する国庫補助金の増額、上水道に対する起債額の増額等の国の助成を強化し、水道施設の整備を早急に図る必要がある。

このため、厚生省では水道整備緊急5か年計画を策定し、42年度末に全国の普及率を75・1%にしようとして計画している。

第2 生活環境の整備

3 公害対策

鉱工業活動が活発になってくるとともに、いわゆる外部不経済といわれる現象がますます拡大してくるようになる。公害は外部不経済の中でも、もつとも注目される現象といつてもよい。もちろん、公害が単に鉱工業活動のみに起因するといつては狭きに失しよう。農村地帯の市街地化の過程で生ずる家畜等の多頭羽飼育による悪臭問題の発生等鉱工業活動以外の社会活動に伴う諸現象もなおざりにすることはできない問題ではあるが、その発生数、深刻さ等から判断して鉱工業における公害が最も問題にされなければならない。ことに、各種の経済指標が戦前のそれをしのぐにいたつた昭和30年頃を境として、公害問題は著しく市民生活を圧迫するようになってきた。しかも、最近の都市への人口の急激な集中が公害に悩む市民の数を著しく増大している。

地方公共団体は、こうした現象に対処するため行政事務条例を次々に制定し、その対策に乗り出してきたが、33年に成立した水質二法(公共用水域の水質の保全に関する法律、工場排水等の規制に関する法律)以来、国の関与する分野がしだいに拡大してきた。こうした動きのあらわれの一つとして、37年にはいわゆるばい煙規制法と地盤沈下二法(工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律)が成立した。

以下、この一年の動きを厚生省の立場からみてみよう。

37年6月に成立したばい煙の排出の規制等に関する法律は、同年12月1日から施行されることとなった。施行されたとはいっても、実際には規制対象となるばい煙発生施設が明らかにされ、さらに特定有害物質に関する部分と紛争が生じた際の和解の仲介の制度に関する部分が発効したに過ぎなかった。その際、この法律の規制対象とならない小ばい煙発生施設をどうするかが大きな問題となり、その後、半年程の間尾をひいた。すなわち、この法律でとりあげる施設の規模が従来地方公共団体の条例で採りあげられてきた施設の規模を上まわる場合には、小施設についてはなんらの規制ができなくなりこの法律の制定がかえつて公害防止行政の後退をもたらすのではないかということであつた。単に大気汚染防止行政という観点からだけでなく、国と地方との行政事務の配分という点からも各方面で相当の論議をよび起し、結局明確な形で問題を落ち着かせるため、この法律の一部を改正することになった。一部改正法案は、38年3月に第43国会に提出され、7月に成立した。この一部改正法の成立に引き続いて同月懸案のばい煙の排出の規制地域が政令に定められた。対象地域は、京浜、阪神、北九州の三大既成工業地域(その周辺地域を含む。)である。この結果、38年9月1日から京浜、阪神、北九州の三大工業地帯ではいよいよ大気汚染防止の対策が第一歩を踏み出すことになった。

一方、37年暮から38年初めにかけて、東京、大阪ではしばしばスモッグと呼ばれる現象が現われ、一般の関心をひいた。このスモッグは、主に冬期無風状態の際に発生する逆転層(地表面の空気の温度が低く、気温が高さとともに増加するのを気温の逆転といい、逆転の起つている空気の層を逆転層という。)のため大気中の汚染物質の拡散が著しく妨げられる現象である。この場合、霧の発生を伴うことが多く、時には市民の健康に著しい影響を与えることがあり、諸外国ではこのような場合に事故が発生したことがある。37年暮にもロンドンでスモッグが発生し事故が生じたという外電が伝えられたばかりであつたので、社会的に特に大きな話題を呼んだ。大阪市についてスモッグの発生状況を見ると、38年1月21日から3月31日までの間に視程500m以下(府庁屋上)のスモッグが発生した日は21日に上り、基準時点を午前9時にとつて2時間以上継続した日は7日、特に2月6日、7日の両日は昼すぎまで続き亜硫酸ガス濃度も最高値を示したという。この間、午前5時において風速毎秒1m以下の日が23日もあり、このうちスモッグが発生した日は15日にのぼつている。なお、スモッグが発生した日の亜硫酸ガス濃度の市内3か所の平均値は、0.16PPm(1PPmは、1/100万すなわち1m³中1cm³の割合に存在することを示す。)を示した。

この法律では、スモッグが発生した場合に対処するため都道府県知事は、ばい煙排出者に対し、ばい煙の減少

について協力を求めなければならないことになっており,具体的にどのような場合にこの協力要請処置をとるべきかについては厚生省令,通商産業省令で定めることになっているが,この省令は38年12月5日に制定された。

なお,この法律の制定を契機に,科学技術庁の特別研究調整費による三つの研究が37年度に行なわれた。研究費の総額は約1,600万円である。その第一は,特定有害物質(硫化水素,二酸化セレン,ふつ化水素)の測定の方法に関する研究で,第二は,大気汚染の自動測定記録計の試作開発に関する研究で,最後のものが大気汚染の人体に対する影響に関する研究である。いずれの研究も,今後の大気汚染防止行政の進展に多大の成果をあげるものと思われる。

次に,水質汚濁の問題に移ろう。33年に成立した公共用水域の水質の保全に関する法律に基づく指定水域は,37年4月の江戸川水域の指定以来,木曾川,石狩川,淀川の3か所の水域が指定され,その水質基準が定められいよいよ軌道にのることになった。ところが以上の河川が漁業,飲料水等の面から資源的に問題になっているのに対し,38年になってからはすでに汚染されつくしており,資源的にも問題にならない都市河川の水質基準が論議されるようになってきている。都市河川の場合は,生活環境との関連が問題にされ,悪臭が特に論議の焦点となろう。問題の水域は,隅田川,寝屋川を代表とし,近いうちに結論が出されることになっている。

水質に関しては,このほか37年4月に多摩川の支流のあるメツキ工場から青酸化合物が大量に放出され,毒性物質の管理について大きな社会問題を招いたことをつけ加えておかなければならない。

近年,石油化学のコンビナートが各地に建設されているが,これと関連して各種公害の発生が最近著しく問題化しており,一地方の問題として座視するわけにはいかない段階にいたっている。四日市の場合がその代表的な事例である。厚生省は,通商産業省と協力して38年の11月から9人の学識経験者による調査グループを編成し,その公害の実態,根本的な対策の究明にのり出したが,今後の産業立地に当って公害対策の重要な鍵をうみ出すことが期待されている。

騒音,振動,悪臭等の公害についてはこの1年特に目立つた動きはみられないが,地域的な公害問題は各地にひん発しているようである。その抜本的な対策を講ずるに当っては,まずその実態をは握するためのモニタリング網の整備,人体に及ぼす影響等に関する基礎的な研究が特に望まれる。

第2 生活環境の整備

4 そ族,昆虫駆除

ねずみあるいは、はえ、蚊、のみ、しらみ、ごきぶり、だに類(つつが虫、いえだに)等は、単にわれわれに不快感を与えるだけでなく、発しんチフス、日本脳炎、赤痢等の伝染病を媒介するものである。

これらねずみ族、こん虫等は、移動性のものであり、個々の家庭、事業所において駆除を実施しても、駆除の徹底は期し難いもので、広範囲の地域において、組織的、計画的、科学的に駆除活動を実施する必要がある。

ねずみ族、こん虫等の駆除は、法的には伝染病予防法の規定により、市町村において毎年ねずみ族、こん虫等の駆除の必要な期間、衛生班を編成して、道路、公園、墓地、池、沼、みぞ、その他住民の自主的な活動によっては駆除が期待されない場所について、薬剤散布等による方法で駆除を実施することとなつている。したがって道路、公園等の公共的な場所以外の住宅内外等の私的な場所については、住民の自主的な活動により駆除することが、駆除効果を期待するうえにおいて重要である。

地域住民が共同して、同時にこれら衛生害虫等の駆除活動を実施することにより、始めて駆除効果あがるものであるため、昭和30年6月の閣議で「蚊とはえのいない生活」実践運動を、関係行政機関の技術的援助のもとに展開することが了解されて以来、この実践運動は全国的に普及し、模範的な地区にあつては、蚊の発生源となる側溝の整備やはえの発生源となるごみの衛生的な処分を推進するためのごみ焼却炉の設置等を自発的に行ない、このような環境整備はもとより、さらに進んで公衆衛生活動、社会福祉活動にまで組織活動を活発に進展させているところがみられ、その成果は著しいものがある。

蚊、はえの発生は、し尿、ごみ処理方式にも問題があるが下水その他の公共発生源対策が解決されることにより、その発生は著しく減少するものと考えられる。しかしながら、生活環境の変化とともに、従来あまり問題とされなかつた種類の衛生害虫、例えば、し尿浄化槽を主な発生源とするアカイエカの発生や、一般家庭はもとより近代的なビルディングにおいても多数みられるゴキブリの発生等新らしい問題が生じてきている。また、伝染病を媒介するものではないが、直接人体に被害を与えるものとして、毒が、アオバアリガタハネカクシ等の異常発生による被害がみられ、特に後者は37年、38年に、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川等の関東地方において大発生し、皮膚炎を主症状とする被害を与え、38年には九州地方においてもこの虫による被害が報告されている。

ねずみ族、こん虫等の駆除は、発生源対策たる環境的駆除と、薬剤による駆除等の方法があるが、その方法は一定の技術を必要とするものであり、かつ、組織的計画的に実施することにより、効果があがるものである。政府においては駆除効果をあげるため、最近の科学技術に立脚して駆除方法を現在種々検討中であり、また、地区衛生組織活動の指導者等に対して駆除技術の指導、訓練を全国的に実施することを計画し、快的な生活環境実現に努力している。

第2 生活環境の整備

5 食品衛生

(1) 制度の概要

食品衛生は、飲食に起因する衛生上の危害を防止して国民の安全快適な食生活を守ることを目的としている。

このために食品衛生法が定められて、食品等の製造販売等主として食品取扱営業者に対して衛生上の規制が加えられている。

食品衛生の第一線業務は、都道府県知事、指定都市市長、政令市市長の任命する食品衛生監視員が保健所等において監視指導に当たっている。

食品衛生法は、食品、添加物、器具及び容器包装(以下「食品等」と略称する。)について取扱いが清潔で衛生的でなければならないという原則を示し、不衛生な食品等の取扱いを禁止し、また食品等について厚生大臣が規格基準を定めることができることを規定している。標示、製品、検査等の規定によつて食品等の安全を図り、特定の営業については許可制とし、食品取扱営業者に対し食品衛生監視員を設置して監視指導に当たるとし、違反業者に対しては営業停止等の行政処分をなし得ることとしている。

食品衛生上の代表的な危害は食中毒であるが、医師等の届出によるその発生数は、過去5年間についてみると3~5万人台で、死者数は300人台から100人台へ減少している。

しかしながらこの数字は、医師等の報告によるもので、実際の食中毒患者数は、国民健康調査からみてもこの数字を相当上まわることが明らかである。これらの食中毒の病因となつた物質の判明率は、従来20~30%にすぎなかったが37年には40.5%となつた。これは魚介類によつてもたらされる病原性好塩菌の研究がわが国で進められたためである。死者の半数はふぐによるものであり、ついでその他の魚介類によるものである。

化学的合成品である食品添加物は、厚生大臣が指定した品目しか使用できないことになつているが、食品化学の発達に伴つて、年々20品目程度が追加され現在では311品目にのぼつている。

これら食品添加物について食品衛生上の問題を処理するため、昭和38年4月厚生省に食品化学課が新設された。

また外国から輸入された食品等についても国内生産食品等と同様に監視しなければならないが、その輸入件数は年々増大し、37年には5万8,000件に達し貿易の自由化に伴つて急増の傾向にある。

食品関係営業施設数も年々増加しているが、38年末で許可を要するもの約102万、許可を要しないもの約113万、計約215万にのぼつている。これに対しこれらの業者の監視指導に当る食品衛生監視員の数は兼務者を含めて約4,700人にすぎない。食品衛生法施行令は、食品関係営業施設に対する監視指導の基準回数を規定しているが、この基準回数に対する監視指導の実績は、こゝ数年約20%にとどまる現状である。食品衛生監視員を大幅に増大することは、地方財政の現状等から望むべくもないので、その監視、指導を重点的に行なうとか監視等に機動力を持たせて効率的に行なう方法を選ばなければならない。

他面食品関係営業者の側からの自主的衛生管理として、営業者の代表が食品衛生指導員として業界の自主的衛生管理に当たっている。

35年度から国としてもその養成に補助金を支出しているが、その成果はみるべきものがあり、食品衛生指導員の数、38年度末には約8,000人に達している。また、食品関係営業施設は比較的零細なものが多く、施設の改善等について融資をのぞむ声が高く、すでに数県で融資制度を設けてその要望に答えている。

輸入食品等の監視については、国の食品衛生監視員等が9主要港に25人駐在してその業務にあたっているが、輸入件数の増加と内容食品等の検査によりさらに充実する必要がある。

国民生活向上対策審議会は、38年6月15日消費者保護に関する答申をしたが、この中でも食品衛生をとりあげて、現状では十分とはいえない面もあり、監視員の充足、監視の機動力の増強を指摘している。

第2-5表 食中毒の発生状況

第2—5表 食中毒の発生状況

	件 数	患者数	死者数
33 年	1,911	31,056	332
34	2,468	39,899	318
35	1,877	37,253	218
36	2,631	53,362	238
37	1,916	38,166	167

資料：厚生省統計調査部「食中毒精密統計」

第2-6表 食中毒病因物質の判明、不明別割合

第2—6表 食中毒病因物質の判明、不明別割合
(単位：%)

	判 明	不 明
33 年	27.1	72.9
34	23.2	76.8
35	24.8	75.2
36	33.8	66.2
37	40.5	59.5

厚生省環境衛生局調べ

第2-7表 食品添加物の指定品目件数

第2—7表 食品添加物の指定品目件数

33年	34	35	36	37	38
220	229	246	258	291	311

厚生省環境衛生局調べ

第2-8表 食品輸入件数

第2—8表 食品輸入件数

33年	34	35	36	37
32,725	36,942	43,449	55,043	58,984

厚生省境衛生局調べ

第2 生活環境の整備
 5 食品衛生
 (2) 魚介類の衛生

魚介類販売業は昭和25年4月に、食品衛生法に基づいて公衆衛生に与える影響が著しいものとして許可を要する営業に指定されたが、食中毒の発生状況を見ると第2-9表のごとく、その50~60%が魚介類及び同加工品を原因食品とするもので、これらの食品を取扱う施設の衛生と取扱いの衛生とが食中毒防止対策上重要である。

第2-9表 原因食品別食中毒発生状況

第2-9表 原因食品別食中毒発生状況

	33 年			34			35			36			37		
	件数	患者数	死者数												
総 数	1,911	31,056	332	2,468	39,899	318	1,877	37,253	218	2,631	53,362	238	1,916	38,166	167
原因の判明したもの	1,557	23,137	298	1,955	32,177	261	1,486	29,169	181	2,120	42,649	190	1,523	28,688	139
魚介類及び同加工品	1,003	12,203	240	1,376	15,427	217	1,027	15,637	159	1,402	25,673	160	1,020	14,218	125
魚 介 類	778	7,280	217	1,142	12,460	190	850	11,320	147	1,196	20,252	135	868	9,947	115
魚 介 類 加 工 品	225	4,923	23	234	2,967	27	177	4,317	12	206	5,421	25	152	4,271	10
乳肉卵及びそれらの加工品	73	2,267	3	71	4,229	3	60	1,736	0	88	2,205	4	58	1,762	3
一 般 食 品	481	8,667	55	508	12,521	41	399	11,796	22	630	14,771	26	445	12,908	11
原因の不明のもの	354	7,919	34	513	7,722	57	391	8,084	37	511	10,713	48	393	9,278	28

厚生省環境衛生局調べ

そこで34年12月に厚生省では、魚介類の冷蔵保存、露出販売の禁止等を主要な項目とする魚介類販売店舗改善を全国都道府県に指示した。その改善の進捗状況は第2-10表のように38年度末において約75%の完了が見込まれ、その改善の実を着々とあげている。

第2-10表 魚介類販売店舗改善進捗状況

第2—10表 魚介類販売店舗改善進捗状況

	35年度	36	37	38(見込)
改善件数	15,443	11,962	17,762	9,390
% ^{(注)1}	21.2	16.4	24.3	12.9
累計 ^{(注)2}	—	27,405	45,167	54,557
% ^{(注)1}	—	37.6	62.0	74.9

厚生省環境衛生局調べ

- (注) 1. 72,971件(37.4.1.現在総数)に対する百分率である。
 2. 年度末までのものの累計である。したがって当該年度末における改善済数となる。

なお、この施設改善については各都道府県衛生当局の努力はもちろんであるが、魚介類関係業界並びに国民金融公庫等金融諸機関の理解と協力により推進されたもので、第2-11表のように毎年施設改善のために相当の金額が融資されている。

第2-11表 改善資金の概況

第2—11表 改善資金の概況

(単位：1,000円)

	総 数		国民金融公庫		その他の機関		自 己 資 金	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
35年度まで	9,623	2,128,773	2,109	520,007	1,591	423,762	5,932	1,185,004
36年度中	11,594	2,586,231	3,091	877,307	2,306	565,762	6,197	1,143,162
37年度中	16,795	4,292,449	5,900	1,547,812	2,954	665,771	7,941	2,078,866
38年度中(見込)	8,833	2,105,539	3,096	744,944	2,170	551,156	3,567	809,439
38年度までの累計	46,845	11,112,992	14,196	3,690,070	9,021	2,206,451	23,628	5,216,471

厚生省環境衛生局調べ

- (注) その他の機関は、国民金融公庫以外の中小企業金融公庫、商工中金、信用金庫、県融資、相互銀行、一般市中銀行等である。

一方、37年5月には魚肉ねり製品及び生食用冷

凍かきについて、同年12月には鯨肉、鯨肉製品及びゆでタコについて、成分規格、製造基準、保存基準等を制定した。魚介類全般についてさらに何等かの規制が必要であると認められるが、38年7月には、日本人の食習慣たる魚介類の生食を対象をしぼり、清潔、迅速、冷却の3原則を柱にして、洗滌、包装、取扱場、取扱器具類、使用水等の清潔、水揚げより消費までの迅速化、5℃を目標にした低温保持、冷蔵ケース内販売等の冷却保存を示した生食用魚介類指導要領を定めて、強力な行政指導にあたっている。

第2 生活環境の整備

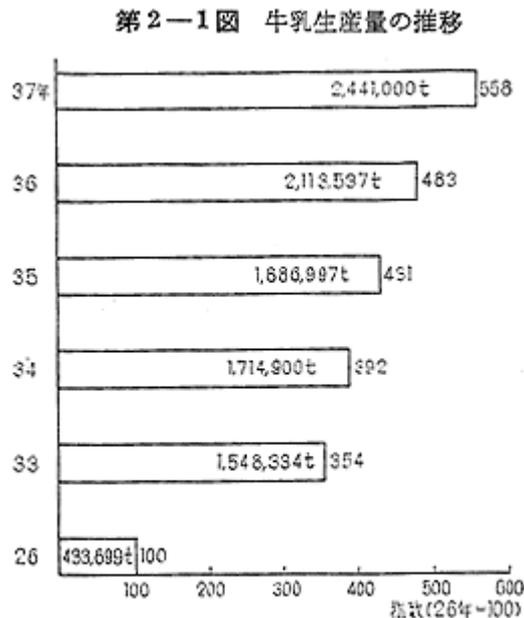
5 食品衛生

(3) 牛乳,乳製品の衛生

牛乳,乳製品は,乳幼児の主食ともいうべき重要な栄養食品であるが,反面細菌等の増殖もはげしく,これらの食品が衛生上不適当なものであつた場合その影響するところはきわめて大きいので製造,加工,販売等の過程において特別の配慮を要する。このため,特に牛乳等については,乳,乳製品の成分規格等に関する省令を制定して,牛乳,乳製品の品質成分の規格,製造の方法の基準,保存の方法の基準,容器包装の規格,標示の基準と標示の要領等を定めるとともに,牛乳のさく取場,集乳所,牛乳処理場,乳製品製造工場,牛乳販売店等の監視,指導を行ない,さらに原料乳並びに製品等の抜き取り検査を励行する等,一般の食品とは別に特に厳重な取締りと指導を行なつている。

牛乳,乳製品の生産,消費量は第2-1図及び第2-2図のように,年々増加し,昭和26年に比べると37年は,生産量では5.6倍,飲用牛乳では6.6倍,乳製品では4.7倍と著しい伸びを示し,他の食品の生産消費の伸びのなかでは群をぬいている。

第2-1図 牛乳生産量の推移

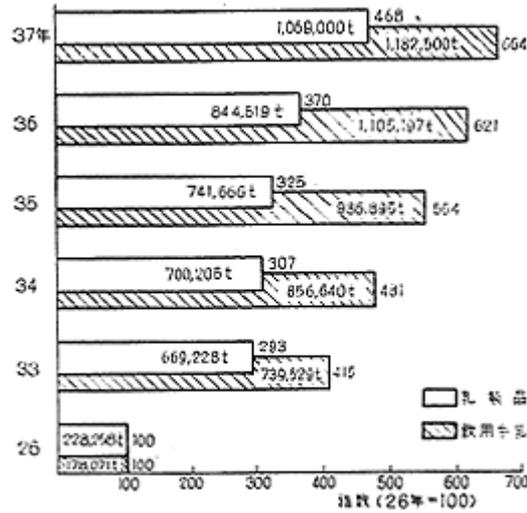


厚生省環境衛生局調べ

(注) 柱内数字は, 実数である。

第2-2図 牛乳消費量の推移

第2-2図 牛乳消費量の推移



厚生省環境衛生局調べ

(注) 柱内の数字は、実数である。

しかし、これも世界各国の消費状況と比べてみると、第2-12表のとおりであり、まだ牛乳、乳製品が国民食生活に占める比率は低く、伸びの余地はあるものとみられている。

第2-12表 世界各国の1人1日牛乳、乳製品消費量

第2-12表 世界各国の1人1日牛乳、乳製品消費量 (単位：g)

	飲用牛乳	バター	チーズ
デンマーク	314.4	20.3	17.0
イタリア	152.8	3.4	18.0
オランダ	494.1	7.2	17.3
イギリス	409.6	19.0	11.5
アメリカ	378.1	11.0	15.7
日本	25.0	0.4	0.1

厚生省環境衛生局調べ

このように、ようやく牛乳の消費が伸びつつあるが、原料乳である生乳は、乳、乳製品の成分規格等の省令に定める細菌数の規格である1cc当り400万以下に合格するものは約80%で、生乳の衛生上遺憾の点も少なくない。

このため、38年度は生乳の衛生対策に特に重点を置き、各都道府県に対してさく乳場、集乳所における生乳の取扱いの指導、細菌検査の強化とともに、原乳品質改善共励会の設置強化を指示し、生乳の衛生確保に努めている。

また一方、37年度よりはじめた優良さく乳業者の表彰は、関係業者に多大の感銘と励みを与え、その効果が著しいものがあり、38年度は優良さく乳業者にあわせて牛乳衛生の向上に多年顕著な努力のあつた牛乳衛生功労者の表彰を行ない、牛乳衛生行政の向上に努めている。

第2-13表 生乳収去試験成績(細菌検査)

第2—13表 生乳収去試験成績 (細菌検査)

	34年	35	36
収去総件数	113,246	117,781	114,658
不適件数	28,729	27,098	24,404
%	25	23	21

厚生省環境衛生局調べ

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2 生活環境の整備

5 食品衛生

(4) と盲腸の衛生

近年食生活改善に伴い、食肉の消費量は急増し、また年間獣畜のと殺頭数も昭和33年に比し約2倍の増加を示している。

これは動物性食品の栄養価値に対する国民の認識が高まってきたためと思われるが、このような傾向に対し、衛生的な食肉が豊富に供給されるような施策が望まれるのである。そこでと畜場法は、食用に供する獣畜の処理の適正を図り、上述のような目的を達成するため、牛、馬、豚、めん羊及び山羊について必要な規制を行なっている。その内容は、これらの獣畜のと殺又は解体は都道府県知事が許可したと畜場でなければ原則として行なつてはならないこととし、と畜場については構造設備が衛生的であることを要求するとともに、と殺又は解体される獣畜の検査をと畜検査員が行なつて疾病にかかつた獣畜等が食用に供されることのないようにしている。

32年、地方公共団体の管理に属すると畜場のうち、建築後法定耐用年数20年(木造建物)を経過したいわゆる老朽陳腐化した449か所のと畜場の再建整備10か年計画(第2-15表及び第2-16表)を樹立した。

第2-15表 と畜場の級別基礎(規模)

第2-15表 と畜場の級別基礎(規模)		
級別	区 分	
A	6大都市に存在する中心と畜場	と畜頭数により多少異なるが都市の中心地であるので施設の内容整備に重点を置く、1か所の工事費1億円以上のもの
B	6大都市周辺のと畜場及び地方の中心と畜場1日のと畜数200以上のもの	と畜頭数により多少異なるが、大体においてA級より規模が大きく1か所5,000万円から2億円までのもの
C	都道府県の中心と畜場で1日と畜数50以上のもの	と畜頭数により若干規模が異なるが、1か所2,000万円から5,000万円までのもの
D	1日と畜数50以下のもの	と畜頭数により若干規模が異なるが、1か所2,000万円以下のもの

厚生省環境衛生局調べ
 (注) と畜場をその規模に応じ、上記のとおりA、B、C、D、の4ランクに分類し、それぞれ整備の目標を設けた。

第2-16表 と畜場再建整備10か年計画の実施状況

第2-16表 と畜場再建整備10か年計画の実施状況

(単位:か所)

	32年		33		34		35		36		37		38		整備 目標数
	完成35 継続17	52	完成30 継続14	44	完成33 継続19	52	完成34 継続22	56	完成47 継続16	63	完成37 継続25	63	完成41 継続16	57	
A	1	0 1	1	0 1	2	1 1	1	0 1	2	0 2	3	3 0	1	0 1	6
B	10	1 9	10	6 4	10	4 6	12	5 7	9	6 3	5	5 0	5	0 5	30
C	12	7 5	15	7 8	18	9 9	24	13 11	24	17 7	18	16 2	22	13 9	100
D	29	87 2	18	17 1	22	19 3	19	16 3	28	24 4	38	15 23	29	28 1	313

厚生省環境衛生局調べ

整備については、と畜場は地方財政法に定める準公営企業として地方債の融資によつて整備することとし、と畜場の再建計画に当つては、と畜場のもつ性格を十分考慮し、緊急整備を実施してきた。

第2-14表 と畜頭数の推移

第2-14表 と畜頭数の推移

	総数	府中	とく(仔牛)	馬	豚	めん羊	山羊
33年	4,173,934	607,520	167,107	106,005	3,130,720	67,035	96,547
34	4,809,127	696,667	181,051	134,264	3,562,160	114,712	120,273
35	4,075,645	667,613	165,694	128,390	2,836,533	138,253	139,162
36	5,150,868	654,651	159,330	126,380	3,948,260	121,535	140,712
37	7,429,579	656,923	187,417	135,322	6,244,489	81,995	123,433

厚生省環境衛生局調べ

第2 生活環境の整備

6 環境衛生関係営業

旅館、公衆浴場、興行場(映画館、劇場等をいう。)、理容所、美容所、クリーニング所のように多数の人が利用する施設は、これらの施設において病気がうつつたり、健康を害したりするおそれがある。そこでこれらの施設の実態に応じて衛生上必要な規制が行なわれている。規制の内容としては、第一に、旅館、興行場、公衆浴場についてはこれを経営しようとする者は、都道府県知事の許可を必要とし、その構造設備及び設置する場所が公衆衛生上適当なものに対してのみ許可が与えられる。理容所、美容所、クリーニング所については、都道府県知事(保健所を設置する市では市長)に届出を必要とし、理容所、美容所については、その構造設備が必要な衛生措置をとるのに適しているかどうかについて都道府県知事(保健所を設置している市では市長)の確認を得た後でなければ使用できないことになっている。第二に、これらの施設では、法律条例又は都道府県規則で定める衛生上必要な措置を講ずべきこととされ、これらの措置が講じられているかどうかについて環境衛生監視員(主として環境衛生監視指導に従事するものは昭和37年12月末現在1,237人)が立入検査をし、必要な措置を行なっていない施設に対しては改善の指導をし、場合によつては営業の停止、許可の取消を行なつて衛生保持を図っている。

このほか、旅館業法では、旅館業によつて清浄な教育環境又は善良な風俗が害されることのないようにするための規制を行なつている。第一は学校から100mの区域内にある場所で教育環境が害されるおそれのある所では設置の許可をせず、第二にわいせつ罪、風俗営業取締法、売春防止法違反者に対しては営業の許可をせず又は許可を取り消すことができることになっている。また、理容、美容、クリーニングについては、その業務自体が衛生的に行なわれる必要があるのでその能力の有無について都道府県知事が行なう試験に合格した者のみに免許が与えられる。なお、理容師、美容師については、厚生大臣が指定した養成施設で知識技能を習得し一年以上実地習練を経た者でなければ受験できない。これらの養成施設の数、定員及び応募状況は第2-17表のとおりである。

第2-17表 理容師及び美容師養成施設における生徒の養成状況

第2-17表 理容師及び美容師養成施設における生徒の養成状況

		施設数	定員	志願者		
				総数	男	女
理容	総数	315	37,102	(100%) 27,149	(39%) 10,593	(61%) 16,556
	昼間	168	14,237	(100) 14,229	(43) 6,120	(57) 8,109
	夜間	57	5,740	(100) 1,502	(52) 774	(58) 728
	通信	90	16,855	(100) 11,418	(32) 3,699	(68) 7,719
美容	総数	325	41,616	(100) 46,805	(3) 1,419	(97) 45,386
	昼間	150	14,420	(100) 20,618	(3) 608	(97) 10,010
	夜間	64	6,887	(100) 6,476	(5) 345	(95) 6,131
	通信	111	20,309	(100) 19,711	(2) 466	(98) 19,245

厚生省環境衛生局調べ

(注) かつこ内は、各事項別総数に対する男女別比率である。

環境衛生関係営業施設数の推移は、第2-18表のとおりで、その増加率は人口の増加率を相当上まわっているものが多い。

第2-18表

第2-18表 (1) 環境衛生関係営業施設数の推移

	33年末	34	35	36	37
理 容 所	97,654	101,340	103,902	106,877	109,494
美 容 所	58,327	62,132	65,241	68,649	72,676
映 画 館, 劇 場	8,596	8,863	9,042	8,904	8,720
ホ テ ル, 旅 館	60,528	62,344	62,341	63,242	63,911
公 衆 浴 場	21,548	22,254	22,798	23,074	23,355
ク リ ー ニ ン グ 所	31,462	34,126	36,561	38,376	39,443
飲 食 店	397,000	415,586	431,728	441,247	456,169

(2) 人口 10 万当り施設数の推移

	33年	34	35	36	37
理 容 所	106	109	111	113	115
美 容 所	64	67	70	73	76
映 画 館, 劇 場	9	10	10	9	9
ホ テ ル, 旅 館	67	67	67	67	67
公 衆 浴 場	23	24	24	24	25
ク リ ー ニ ン グ 所	34	37	39	41	41
飲 食 店	433	449	462	465	480

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

したがってこれらの営業については構造的に過度競争の危険性があり、このような状態を放置するならば経営不振を原因としてこれらの施設における必要な衛生措置が行なわれないおそれがある。そこで32年に環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律が制定され、過度競争により適正な衛生措置を講ずることが阻害され、もしくは阻害されるおそれがあり又は健全な経営が阻害されもしくは阻害されるおそれがある場合には、環境衛生同業組合は、組合員相互の取りきめとして料金又は販売価格の制限を行なうことができることになった。この取りきめを適正化規程というが、これを定める場合には消費者の利益が害されないように厚生大臣又は都道府県知事の認可を要しさらにその内容が独占禁止法にも関連するところから公正取引委員会とも協議の上認可される。環境衛生同業組合の結成状況適正化規程の認可状況は第2-19表のとおりである。

第2-19表

第2-19表 (1) 環境衛生同業組合及び同連合会設立状況
(38年11月29日現在)

	総 数	す し 屋	そ ば 屋	カ フ エ ー 等	料 理 店 待 合 等	そ の 他 の 飲 食 店	喫 茶 店	食 鳥 肉	食 肉	氷 雪	理 容 業	美 容 業	興 業 場	ホ テ ル 、 旅 館	簡 易 宿 所	下 宿	浴 場	ク リ ー ニ ン グ
組 合	405	17	21	7	10	10	5	10	30	20	46	45	46	43	4	—	45	46
連 合 会	12	○	○			○		○	○	○	○	○	○	○			○	○

(2) 適正化規程の認可状況
(38年11月29日現在)

総 数	理 容 業	ク リ ー ニ ン グ	美 容 業	興 行 場	氷 雪	食 肉
103	34	34	25	8	7	7

厚生省環境衛生局調べ

公衆浴場については、その利用者の範囲が地域的に限定されることから、その濫立がこれらの施設の経営に支障を生じ、ひいては必要な衛生措置がとられないおそれがあるので、既存の施設から条例で定める距離以上の場所でなければ設置の許可が与えられないことになっている。一方、その利用者が浴室を有しない家の居住者であるところから、その料金の上昇がこれらの者の家計に与えお影響が大きいことを考慮して物価統制令により料金の統制が行なわれており、その統制額は都道府県知事が指定することになっている。

近年理容、クリーニングの料金の上昇が社会的に問題になってきている。これらの料金の推移は第2-20表のとおりで、これらの営業はクリーニングを除き、機械化合理化の余地が乏しく、これらの営業者及び従業員の所得の増大は、料金の引上げによる以外はほとんど達成されない。しかも個人企業の1事業所当り営業利益額は第2-21表のとおりで、理容、美容業は他の業種に比べて低額であるため今後もこれら施設の料金問題については周到な調査にもとづく検討が必要である。

第2-20表 環境衛生関係営業料金の品目別全都市平均料金指数

第2-20表 環境衛生関係営業料金の品目別全都市平均料金指数 (35年=100)

	30年	31	32	33	34	35	36	37
理容料 大人調髪(洗髪を含む)	91.9	90.6	92.5	95.8	96.9	100.0	117.2	140.4
せんたく代ワイシャツ	96.7	96.4	97.5	98.6	99.2	100.0	110.3	124.1
パーマメント代 コールド(セットを含む)	103.4	99.5	96.8	98.9	98.9	100.0	113.8	131.5
入浴料(大人)	93.0	93.6	94.1	96.3	98.5	100.0	104.7	115.7
映画観覧料(大人)	83.8	88.3	86.1	91.6	93.8	100.0	119.3	143.0
消費者物価指数	92.7	93.0	95.9	95.5	96.5	100.0	105.3	112.5

総理府統計局調べ

第2-21表 環境衛生関係営業状況(1業主当り)

第2—21表 環境衛生関係営業状況(1業主当り)
(37年度)

	営業利益	従業者 総数	うち雇 用者数	営業上の 人件費
	円	人	人	円
洗たく業	642,384	3.58	1.71	325,771
理容、美容業	456,536	3.30	1.52	220,964
浴場業	652,419	3.89	1.54	237,517
飲食店	567,344	3.26	1.52	238,137
飲食料品小売業	656,673	2.42	0.54	87,156
製造業	876,633	4.48	2.58	547,361

資料：総理府統計局「個人企業経済調査」

クリーニング業は、従来仕上げ作業を手動アイロンで行なってきたが、近時これらをプレス機で行ない得るようになったことなど設備の近代化が可能な企業であり、また一方若年労働力の不足から従業員の獲得が著しく困難となつている。このようなことからクリーニング業の改善方策を樹立することはきわめて緊急なこととなつてきている。このため、36年中小企業業種別振興臨時措置法の指定業種に指定され中小企業振興審議会において審議されてきたが、39年2月8日に改善事項が厚生大臣告示として決定された。

この告示では、設備の近代化に当つては受注の動向をは握して過剰設備とならないよう留意すべきこと及びクリーニング業の約70%が従業員4人未満で資力が乏しいことから環境衛生同業組合又は中小企業協同組合による共同施設を設置すべきことが述べられている。

クリーニング業が設備を近代化するならばコストをかなり低下させることが可能であり、物価対策の面からもこの方策が強力に推進されねばならない。

第2 生活環境の整備

7 同和地区等

同和地区は、昭和33年4月の厚生省の調査によると、30府県、1,225市町村に約4,100地区が分散し、世帯数にして25万を数えている。これら同和地区においては、住民の職業は日雇労働者や雑役的なものが大部分で、生活程度は環境や職業の状況を反映して概して低く、また小、中学校の長欠児が多くみられる。

同和地区の改善問題は、戦前においても重要な社会政策の一つとして取りあげられており、政府は大正9年以来終戦時まで毎年相当額の予算を計上し、部落改善のための事業を行なつていた。戦後、部落に対する特別な行政は解消されるべきであるという見地から政府の同和対策事業は一時中断したが、部落問題に関する国策樹立を要望する声が強くなり、昭和28年度初めて市町村が同和地区に隣保館を設置するための国庫補助金が厚生省の予算に計上され、以後国庫補助額及び事業種目も年々増加し、37年度までに隣保館130か所、共同浴場91か所、共同作業場87か所、下水排水路268件、共同便所80か所、共同井戸78か所、共同炊事洗濯場15か所及び地区道路137か所等の事業が行なわれている。なお、最近の事業実施状況は第2-22表のとおりである。

第2-22表 同和対策の事業及び国庫補助額

第2-22表 同和対策の事業及び国庫補助額 (単位：1,000円)

	33年度		34		35		36		37	
	か所	金額	か所	金額	か所	金額	か所	金額	か所	金額
隣保館運営費	—	—	—	—	40	6,780	61	10,001	81	15,291
施設整備費総数	—	24,400	—	49,920	—	126,959	—	192,036	—	247,395
隣保館	9	13,725	9	19,012	25	44,792	28	74,011	38	100,560
共同浴場	10	10,675	16	15,533	23	33,227	21	33,732	12	21,848
共同作業場			12	4,850	26	12,626	22	14,258	26	18,528
下水排水路			40	10,525	24	19,641	24	26,870	86	34,628
共同便所					26	949	21	587	33	935
共同炊事洗濯場					7	628	5	394	3	304
共同井戸					27	5,818	34	5,584	17	3,053
地区道路							44	31,853	93	65,672
その他						9,278		4,747		1,867

厚生省社会局調べ

(注) 「その他」には、じんかい焼却場、火葬場、貯りゆう桶、墓移転、と畜場移転、街灯工事、結符堂等の合計額を計上した。

同和地区の問題は、単に厚生省が行なう各種施策のみで解決できるものではなく、一般国民の正しい理解と認識と併せて関係各省の総合的施策をもつてはじめて解決可能の問題であるということが出来る。このため28年10月には、各省の連絡調整機関として厚生省に地方改善事業協議会が、33年10月には、同和対策を積極的に進めるため内閣に同和問題閣僚懇談会が設けられ、同懇談会においては34年5月同和対策実施方針を定めた同和対策要綱が了承されている。ついで35年8月には同和対策審議会設置法により同和対策審議会が設置され、同審議会に対して36年12月に内閣総理大臣から「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策について」の諮問がなされている。

前記同和対策要綱の要旨とするところは、経済の確立、環境の改善及び教育事業の推進の三つの施策に重点

をいたした10か年計画を樹立し、その実施にあたってはモデル地区を設定し、地域住民の自覚と積極的な協力を基とした受入態勢を促進するとともに関係各省の施策を総合的に集中することにより有効適切な成果をあげようとするものである。厚生省においても、この要綱に基づいて37年度には、一般地区対策費として1億7,660万円、モデル地区対策費として8,609万円の国庫補助を行ない前掲の施策に加えて、ごみ焼却炉、火葬場及び街燈の整備を図っている。なお、市町村が設置している隣保館については、その運営費についても国庫補助を行なっている。

次に、いわゆる「スラム」と呼ばれる都市における不良環境地区や北海道のアイヌ集落の状況について述べる。

都市における不良環境地区は、35年度に建設省の行なつた不良住宅地区の現況調査によれば、人口3万以上の市域で、一定地区内に不良住宅が50戸以上の地区を有する市の数は248、地区数875、戸数約15万となつている。北海道のアイヌ集落は、38年5月の北海道庁の調査によれば、アイヌ集落を有する市町村の数は33、地区数73、世帯数約6,500、人口約3万2,000人を数えている。

これらの不良環境地区については、建設省が年次計画により改良住宅の建設を進めており、37年度には4,500戸を建設しているが、また厚生省においても36年度から総合福祉施設としての生活館や共同浴場の整備のために国庫補助を行ない、37年度からは共同作業場、共同井戸、共同炊事洗濯場及び下水排水路を補助対象として加えている。その事業の実績は第2-23表のとおりである。

第2-23表 不良環境改善事業及び国庫補助額

第2—23表 不良環境改善事業及び国庫補助額
(単位：1,000円)

	36年度		37	
	か所	金額	か所	金額
総 数	—	17,493	—	31,550
生 活 館	7	14,963	12	26,250
共 同 浴 場	3	2,440	2	1,855
共 同 作 業 場			3	1,935
下 水 排 水 路			2	384
共 同 炊 事 洗 濯 場			2	270
共 同 井 戸			5	856

厚生省社会局調べ

第2 生活環境の整備

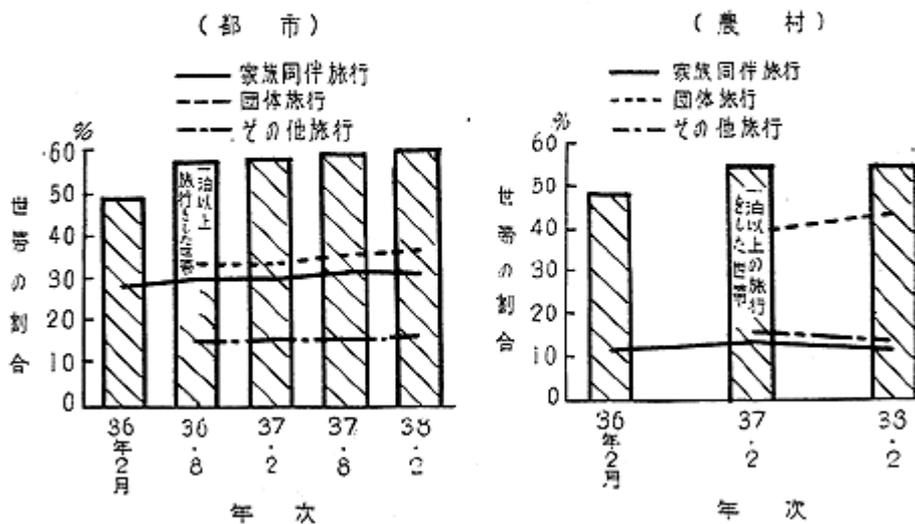
8 レクリエーション

(1) レクリエーション活動の伸展

近年、国民の個人所得は堅実に伸びてきており、消費水準はますます向上し、労働時間の短縮、家事労働の軽減等による生活のゆとりも増大し、加えて、社会生活の緊張の緩和が強く要望されるようになり、家庭生活、社会生活におけるレクリエーションの必要性はきわめて増大してきている。ことに国民の消費支出は一貫して増大し、その内容的な面でも大きく向上していることはいわゆる消費革命とか生活革新等とか呼ばれているのであるが、その中でも教養娯楽費を中心とするレジャー消費は著しく上昇してきている。経済企画庁の消費者動向予測調査(昭和38年上期)によれば、都市における一泊以上の旅行実績は、第2-3図に示されるように毎年徐々に増加し、過去1年間の慰安観光旅行をした世帯は、都市では60.2%、農村では54.6%、その年平均回数は、それぞれ3.0回、2.2回となつている。

第2-3図 1泊以上の旅行実績

第 2—3 図 1 泊以上の旅行実績

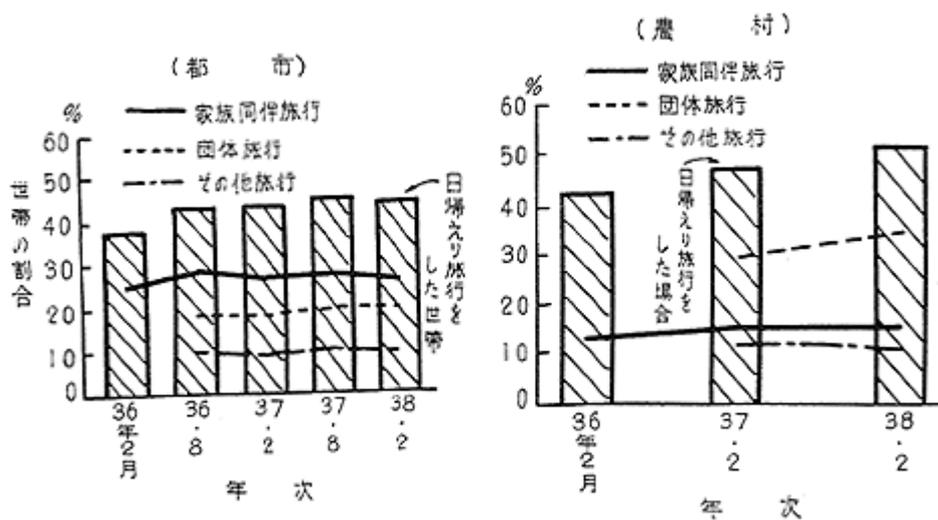


資料：経済企画庁「消費者動向予測調査(38年上期)」

また、片道25Km以上の日帰り旅行をした世帯については、第2-4図に示すとおりであり、都市世帯では44.2%、農村では51.5%、その平均回数はそれぞれ3.2回、2.5回である。アメリカの戸外レクリエーション資源調査委員会の1962年の報告によれば同国におけるレジャー消費支出は約400億ドルであり、そのうち、旅行費は約250億ドルであるといわれている。この状況にはほど遠いものがあるが、わが国でも個人消費支出における旅行費用のウエイトは次第に高まるものと思われる。

第2-4図 片道25Km以上の日帰り旅行

第2-4図 片道25Km以上の日帰り旅行



資料: 経済企画庁「消費者動行予測調査(38年上期)」

第2 生活環境の整備

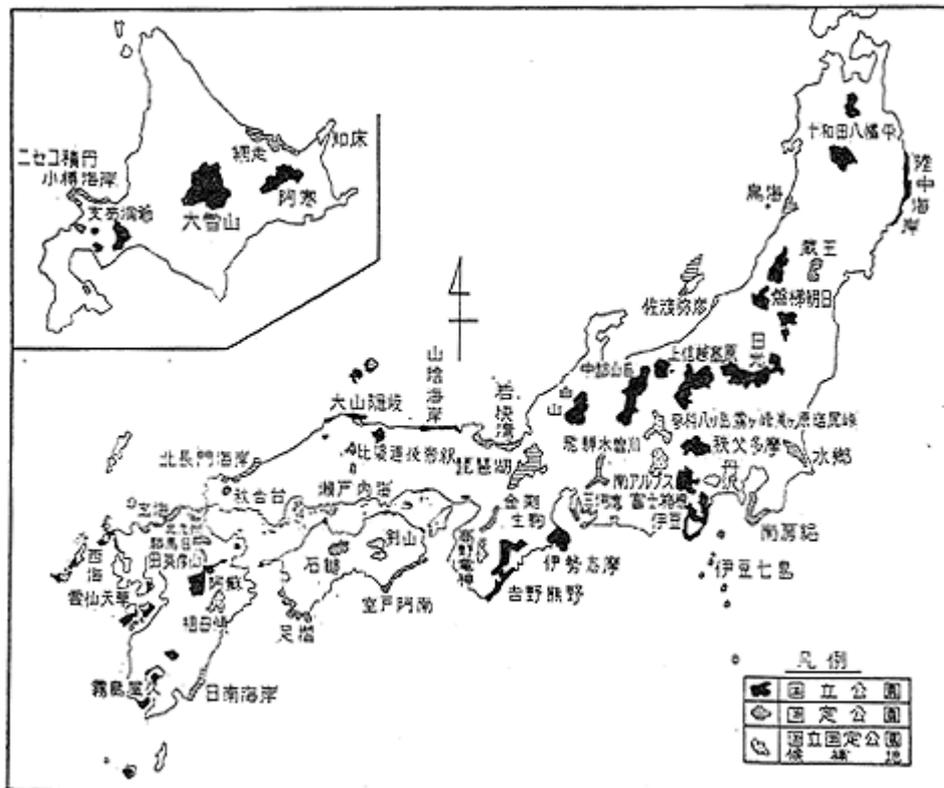
8 レクリエーション

(2) 自然公園の現状とその整備

わが国における自然公園は、昭和6年の国立公園法の制定、9年3月の雲仙、霧島、瀬戸内海の三国立公園の指定によつて、その端緒を開いたのであるが、大太平洋戦争前すでに12の国立公園を擁したとはいいながら、その実質的な整備は戦後のことである。24年に国定公園の制度が加えられて以来、37年～39年3月までの白山及び山陰海岸の2か所の国立公園の指定、隠岐、島根半島、三瓶山、蒜山(ひるせん)、錦江湾屋久島等の大山及び霧島国立公園への編入、ニセコ積丹等12国定公園の指定及び編入等により現に第2-5図のように国立公園21か所、国定公園23か所が定められ、また、全国に約241か所の都道府県立自然公園が存在し、しかも、現に4国立公園候補地(編入を含む。)、5国定公園候補地の調査が進められ、37年より着手された自然公園体系の整備が一応完了しようとしている。

第2-5図 自然公園配置図(39年3月)

第2-5図 自然公園配置図(39年3月)



厚生省国立公園部調べ。

これと同時に、近年自然公園を訪れる人々も急激に増加してきたが、その増加の傾向は単に著しいというばかりではなく、第2-24表のとおり、国民の1人当りの消費支出の増加と強い相互関係にあることが明らかであり、36年における国立公園約1億1,000万人、国定公園約6,000万人の訪問者は45年にはそれぞれ2.5倍程度に増加するとさえ考えられる。しかも、最近における観光バス利用の団体旅行、乗用車による家族旅行の増進を考えるならば、これらはむしろ過少評価と云うべきであるかもしれない。

第2-24表 公園利用者数の推移

第2—24表 公園利用者数の推移
(国立公園) (単位:100万人)

	利 用 者 数
28 年	39.2
29	42.0
30	47.2
31	58.6
32	64.5
33	68.5
34	78.0
35	90.2
36	109.2

(国定公園) (単位:100万人)

	利 用 者 数
33 年	43.3
34	44.5
35	53.1
36	58.4

厚生省国立公園部調べ

このため、現に調査を進めている候補地の指定を促進し、全体的な公園の施設整備を図り、自然公園体系を整備するとともに、特に、大都市周辺における過密利用の解消のため日帰り旅行コース等の新たな利用拠点を開発する必要がある。

第2 生活環境の整備

8 レクリエーション

(3) 自然公園施設の整備

このように増大するレクリエーション需要に対し、自然公園の施設整備も着々と進められている。これらの関連投資額は第2-25表に示すとおりであるが、昭和34年以降特にロープウエー、民間有料道路、ホテル、旅館等の民間投資が急速に伸びていることは明らかであるところであるが、これらの施設があまり急速に伸び、これに対する公共投資の立ち遅れが自然の保護を第一義とし、それに見合った利用開発が必要とされる自然公園においては今後の重要な課題である。加えて民間の宿泊施設について見ても、かなり高級な施設の投資が先行して、一般的な大衆利用に適する宿舎が弱体となつてきていることは適当でない。一泊1,000円以下の低廉な施設の不足が痛感されるところである。

第2-25表 国立公園事業執行の状況

	33	34	35	36	37
総額	5,757,003	7,471,563	9,065,000	14,229,000	15,566,000
厚生省(直轄)	70,000	75,000	75,000	94,000	114,000
地方公共団体	691,370	1,258,950	1,227,000	2,954,000	3,372,000
その他の行政庁又は公団	2,584,400	1,935,000	1,308,000	2,508,000	1,926,000
民間	2,411,233	4,202,613	6,455,000	8,673,000	10,154,000

厚生省国立公園部調べ

これに対し、31年以降、国は安くて清潔な家族旅行団体旅行の場として国民宿舎を整備するため厚生年金、国民年金の積立金の融資を行ない、38年度までの融資額は約35億円となり、総計127か所の建設が行なわれ、32～37年度までの間に延べ270万人の利用者があつた(第2-26表)。

第2-26表 厚生年金保険積立金及び国民年金積立金還元融資による国民宿舎の設置及び利用状況

第2-26表 厚生年金保険積立金及び国民年金積立金還元融資による国民宿舎の設置及び利用状況

	総数	31年度	32	33	34	35	36	37	38
設置数(か所)	127	3	8	5	12	20	30	26	23
国立公園	46	1	6	2	5	7	10	5	10
国定公園	25	—	—	—	3	4	10	4	4
都道府県立自然公園	27	1	—	—	3	6	4	9	4
保養温泉地	10	1	2	2	1	—	1	3	0
その他	19	—	—	1	—	3	5	5	5
収容人員(人)	12,909	183	860	475	1,054	1,684	3,137	3,095	2,421
融資額(千円)	3,497,900	42,000	133,000	110,000	262,000	376,000	924,900	921,500	728,500
厚生年金	1,489,000	42,000	133,000	110,000	262,000	376,000	285,000	168,000	113,000
国民年金	2,008,900	—	—	—	—	—	639,900	753,500	615,500
建設費総額(千円)	(2,559,261)	52,124	204,683	199,216	348,957	521,325	1,232,956	—	—
利用者数(人)	(2,703,292)	—	—	74,117	240,602	402,196	652,969	1,333,408	—
宿泊利用	(1,092,586)	—	—	25,716	100,865	177,346	317,389	471,270	—
休憩利用	(1,610,706)	—	—	48,401	139,737	224,850	335,580	862,138	—

厚生省国立公園部調べ

- (注) 1. 「建設費総額」のかつこ内の数は、31~36年度までの合計額である。
 2. 「利用者数」のかつこ内の数は、33~37年度までの利用延べ人員(ただし未報告分は含まず。)である。

また、単に宿舎だけでなく、これを中心とした各種の休養施設、基本的公共施設を整備し、すぐれた自然環境のなかでの国民の休養のための総合的利用施設としての国民休暇村建設が36年から着手され、現に12村の建設が始まっているが、そのうち8か所において一部経営が開始されている。

しかしながら、自然公園における基本的公共施設の不足は前述のとおりであり、道路公園による有料道路を別とすれば、公園道路、駐車場、園地、給排水施設、公衆便所等基本的公共施設の整備状況は、絶対額が少ないばかりでなく、年度による伸びもあまりみられず第2-27表のとおり公園計画全体に対してもわずかに約30%の達成率をあげているにすぎない。

第2-27表 国立公園における基本的公共施設(施設別行政投資額)整備状況

第2-27表 国立公園における基本的公共施設(施設別行政投資額)整備状況

(単位:100万円)

	公園計画	22~37年実績投資額	38年度以降計画所要額	
	(A)	(B)	(B)/(A)	(A)-(B)
総数	6,257	1,839	29.4%	4,418
公園道	2,423	635	26.2	1,788
園地	850	433	50.9	417
駐車場	954	257	26.9	697
野営場	717	179	25.0	538
休憩所	413	84	20.3	329
公衆便所	220	34	15.5	186
その他	680	217	31.9	463

厚生省国立公園部調べ

- (注) 1. 「投資額(B)」は厚生省直轄及び補助事業によるものである。
 2. 「その他」には、給水施設、避難小屋、博物展示施設等がある。

以上のように施設整備について、厚生省は、都道府県市町村、民間の公園事業について直接又は間接に助成、指導の方途を講じてきたのであるが、さらに28年以来直轄の公共用財産たる国立公園の集団施設地区の整備に努力し、現在全国35か所約687ha以上の土地について整備するとともに、富士箱根伊豆及び日光国立公

園管理事務所とその他の地区に52人の国立公園管理員(いわゆるレンジャー)及び17人の都道府県委託技師を置いて、公園管理の体制を強化してきた。

アメリカは、1872年イエローストーン国立公園の設置により世界では初めて国立公園制度を設け、内務省国立公園局において、国立公園その他の自然公園を設置管理してきたのであるが、1962年同省に戸外レクリエーション局(Bureau of outdoor Recreation)を新設し、国民の戸外レクリエーション政策の強化に乗り出したのである。わが国もまた、37年7月国立公園部に休養施設課を新設して、清潔、健全、低廉な自然環境に適合した利用施設の整備、助成に努めてきたのであるが、38年4月には観光基本法が制定され、国内外にわたる観光施策の確立が要望されており、今後さらに激増するレクリエーション需要に対応するためには、国立公園、国定公園等の自然公園及び温泉地以外にも、広く景勝地、休養地を含めて保健休養施策を樹立し、幅広いレクリエーション行政を進めることが必要である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2 生活環境の整備

8 レクリエーション

(4) 国民公園の整備

皇居外苑,新宿御苑,京都御苑は昭和25年以来国民公園として整備され,都市における重要な公園として広く国民に親しまれているが,現に約68万坪に及び3公園は,年間延1,500万人の多くの人達に利用されている。近い将来においては旧皇居北の丸地区の約7万坪が皇居外苑に加えられることとなり,現にその建設が進められているが,遺憾ながら,これらの3公園の整備は必ずしも満足すべき段階にあるとは言い難いものがあり,それぞれの本来の意義に照らして,さらにその整備を急がねばならない。

第2 生活環境の整備

8 レクリエーション

(5) 温泉

わが国は全国いたるところに温泉が湧出し,世界にも稀な温泉国である。温泉数約1万3,000,利用施設数約1万3,500,その形成する温泉地約1,200を数え,その湧き出量の豊富なこと,泉質の多様なことにおいて他国にその比を見ないところであり,古くから広く大衆の医療保健,休養の場として利用されてきたところである。その利用者数はは握し難いが昭和36年度の宿泊利用者は7,700万人を下らないだろうと推定され,国民生活の中に自然に融和してきている。しかし,近年における利用者の激増に刺激された温泉堀さく等の件数は,37年度1,700件の多数をかぞえ,乱堀の傾向にある温泉地も憂慮される数になつてきている。このためには温泉法に所要の改正を行なう等の措置も必要であろうが,温泉地の環境の整備と適正な利用計画の樹立が急務であり,このため,厚生省は38年に天草下田,新甲子,弥彦岩室観音寺の3か所を加え現に29の国民保養温泉地の整備に努力している。
